


章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
				<p>【検索手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 検索エンジンに「川崎市上下水道局」と入力しウェブサイトを開く</li> <li>② ウェブサイト上部のタブ「事業者の方へ」をクリックする</li> <li>③ リストから「給水装置関連」をクリックする</li> <li>④ 給水装置関連メニューが8項目表示される 「給水装置設計施行指針」をクリックする</li> </ol> 	<p>【検索手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 検索エンジンに「川崎市上下水道局」と入力しウェブサイトに入る</li> <li>② ウェブサイト上部のタブ「事業者の方へ」をクリックする</li> <li>③ 画面左部リストから「給水装置関連」をクリックする</li> <li>④ 給水装置関連メニューが7項目表示される 「給水装置設計施行指針」をクリックする</li> </ol> 	<p>ウェブサイト案内画面の差替え 「事業者の方へ」&gt;「給水装置関連」見出し一覧の変更</p>
				<p><a href="#">「川崎市上下水道局ウェブサイト」</a> &gt; 事業者の方へ &gt; 給水装置関連 見出し一覧 略 &gt; 5 給水装置等の情報提供に係わる申請 &gt; (1)オンライン申請 &gt; (2)各種申請用書式のダウンロード <a href="#">&gt;申請手続き及び閲覧窓口</a></p>	<p>「事業者の方へ」&gt;給水装置関連 見出し一覧 略 &gt; 5 給水装置等の情報提供に係わる申請 &gt; (1)オンライン申請 &gt; (2)各種申請用書式のダウンロード <a href="#">&gt;申請に際しての注意点</a></p>	

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表



















章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
				<p>略</p> <p>&gt;7 その他（所有者、水道メーターき損・亡失届、リモート式メーターからの変更）</p> <p>&gt;(1)オンライン申請</p> <p>&gt;(2)各種申請用書式のダウンロード</p> <p>&gt;申請に際しての注意点</p> <p>略</p> <p><u>・ご案内</u></p> <p><u>&gt;水道利用加入金のご案内</u></p> <p><u>&gt;水道利用加入金</u></p> <p><u>&gt;二世帯住宅の共同住宅扱いについて</u></p> <p><u>&gt;「共同住宅等」で水道メーターを共用する場合の水道料金等について</u></p>	<p>略</p> <p>&gt;7 その他（所有者、水道メーターき損・亡失届、リモート式メーターからの変更）</p> <p>&gt;(1)オンライン申請</p> <p>&gt;(2)各種申請用書式のダウンロード</p> <p>&gt;申請に際しての注意点</p> <p><u>&gt;オンライン手続きかわさき（電子申請）</u></p> <p>略</p>	
1	1.1.1.2.		1-1	<p>① 条例 川崎市水道条例をいう。</p> <p>② 条例規程 川崎市水道条例施行規程をいう。</p> <p>③ 業者規程 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。</p> <p>④ 直結要領 直結給水の範囲拡大に関する取扱要領をいう。</p> <p>⑤ 切替要領 受水槽以下装置を給水装置に切り替える工事に関する取扱要領をいう。</p> <p>⑥ 検査要領 川崎市上下水道局給水装置工事完成検査等実施要領をいう。</p> <p><u>⑦ 修繕要領 川崎市上下水道局修繕工事取扱要領をいう。</u></p> <p><u>⑧ 埋設基準 川崎市上下水道局給水管埋設基準をいう。</u></p> <p><u>⑨ メーター要領 メーターの設置等に関する取扱要領をいう。</u></p>	<p>① 条例 川崎市水道条例をいう。</p> <p>② 条例規程 川崎市水道条例施行規程をいう。</p> <p>③ 業者規程 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。</p> <p>④ 直結要領 直結給水の範囲拡大に関する取扱要領をいう。</p> <p>⑤ 切替要領 受水槽以下装置を給水装置に切り替える工事に関する取扱要領をいう。</p> <p>⑥ 検査要領 川崎市上下水道局給水装置工事完成検査等実施要領をいう。</p> <p><u>⑦ 埋設基準 川崎市上下水道局給水管埋設基準をいう。</u></p> <p><u>⑧ メーター要領 メーターの設置等に関する取扱要領をいう。</u></p>	要領名称の追加

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
1	1.1.1.2.		1-1	<p>⑩ 自己メーター要領 自己メーターの設置等に関する取扱要領をいう。</p> <p>⑪ スプリンクラー要領 直結式スプリンクラー設備の設置等に関する実施要領をいう。</p> <p>⑫ 共同要綱 共同住宅扱いの適用に係る要綱をいう。</p> <p>⑬ 調整条例 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例をいう。</p> <p>⑭ 小規模受水槽水道条例 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例をいう。</p> <p>⑮ 小規模受水槽水道条例施行規則 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則をいう。</p>	<p>⑨ 自己メーター要領 自己メーターの設置等に関する取扱要領をいう。</p> <p>⑩ スプリンクラー要領 水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する実施要領をいう。</p> <p>⑪ 共同要綱 共同住宅扱いの適用に係る要綱をいう。</p> <p>⑫ 調整条例 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例をいう。</p> <p>⑬ 小規模受水槽水道条例 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例をいう。</p> <p>⑭ 小規模受水槽水道条例施行規則 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則をいう。</p>	要領名称の追加
1	1.1.3.2.		1-3	<p>1) 新設工事</p> <p>新たに給水装置を設置する工事をいう。既設水栓番号が存在せず、全て新たに水栓番号を発番する工事又は幹線番号を発番する工事をいう。</p> <p>略</p> <p>3) 修繕工事</p> <p>次の既設給水装置において、その機能を同一に保ったまま交換する工事をいう。<u>〔修繕要領第3条〕</u></p> <p>① 漏水している給水装置</p> <p>② 出水不良又は水質不良の原因と考えられる給水装置</p> <p>③ 故障した止水栓、仕切弁、給湯器、その他給水用具</p> <p>④ メーター前後1m以内の漏水していない鉛製の給水管</p> <p>⑤ 増圧給水設備の交換工事</p> <p>上記①～⑤との接合に必要な範囲の給水装置</p>	<p>1) 新設工事</p> <p>新たに給水装置を設置する工事をいう。既設栓番が存在せず、全て新栓番を発番する工事又は幹線番号を発番する工事をいう。</p> <p>略</p> <p>3) 修繕工事</p> <p>次の既設給水装置において、その機能を同一に保ったまま交換する工事をいう。</p> <p>① 漏水している給水装置</p> <p>② 出水不良又は水質不良の原因と考えられる給水装置</p> <p>③ 故障した混合水栓、給湯器その他給水用具</p> <p>④ メーター前後1m以内の漏水していない鉛製の給水管</p> <p>⑤ 増圧給水設備の交換工事</p> <p>上記①～⑤との接合に必要な範囲の給水装置</p>	文言の整理 要領名称の追加

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																																								
1	1.2.3.2.		1-8	<p>表中「表 1-1 主な調査項目等」</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 主な調査項目等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>具体的な調査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事場所</td> <td>町名、丁目、番地等住居表示番号</td> </tr> <tr> <td>2 使用水量</td> <td>使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数</td> </tr> <tr> <td>3 既設給水装置の有無</td> <td>所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、<b>水栓番号</b></td> </tr> <tr> <td>4 屋外配管</td> <td>水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置</td> </tr> <tr> <td>5 屋内配管</td> <td>給水栓の位置（種類と個数）、給水用具</td> </tr> <tr> <td>6 配水管の布設状況</td> <td>口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置</td> </tr> <tr> <td>7 道路の状況</td> <td>種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次</td> </tr> <tr> <td>8 各種埋設物の有無</td> <td>種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置</td> </tr> <tr> <td>9 現地の施工環境</td> <td>施工時間（昼・夜）、関連工事、交通量</td> </tr> <tr> <td>10 既設給水管から分岐する場合</td> <td>所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連</td> </tr> <tr> <td>11 受水槽方式の場合</td> <td>受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート</td> </tr> <tr> <td>12 工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾</td> </tr> <tr> <td>13 建築確認</td> <td>建築確認通知（番号）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（「給水装置工事技術指針／給水工事技術振興財団」より抜粋）</p>	調査項目	具体的な調査内容	1 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	2 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数	3 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、 <b>水栓番号</b>	4 屋外配管	水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	5 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	6 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置	7 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次	8 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置	9 現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事、交通量	10 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連	11 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート	12 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾	13 建築確認	建築確認通知（番号）	<p>「表 1-1 主な調査項目等」</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 主な調査項目等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>具体的な調査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事場所</td> <td>町名、丁目、番地等住居表示番号</td> </tr> <tr> <td>2 使用水量</td> <td>使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数</td> </tr> <tr> <td>3 既設給水装置の有無</td> <td>所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番</td> </tr> <tr> <td>4 屋外配管</td> <td>水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置</td> </tr> <tr> <td>5 屋内配管</td> <td>給水栓の位置（種類と個数）、給水用具</td> </tr> <tr> <td>6 配水管の布設状況</td> <td>口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置</td> </tr> <tr> <td>7 道路の状況</td> <td>種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次</td> </tr> <tr> <td>8 各種埋設物の有無</td> <td>種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置</td> </tr> <tr> <td>9 現地の施工環境</td> <td>施工時間（昼・夜）、関連工事、交通量</td> </tr> <tr> <td>10 既設給水管から分岐する場合</td> <td>所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連</td> </tr> <tr> <td>11 受水槽方式の場合</td> <td>受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート</td> </tr> <tr> <td>12 工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾</td> </tr> <tr> <td>13 建築確認</td> <td>建築確認通知（番号）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（「給水装置工事技術指針／給水工事技術振興財団」より抜粋）</p>	調査項目	具体的な調査内容	1 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	2 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数	3 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番	4 屋外配管	水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	5 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	6 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置	7 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次	8 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置	9 現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事、交通量	10 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連	11 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート	12 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾	13 建築確認	建築確認通知（番号）	<p>文言の整理</p>
調査項目	具体的な調査内容																																																													
1 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号																																																													
2 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数																																																													
3 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、 <b>水栓番号</b>																																																													
4 屋外配管	水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置																																																													
5 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具																																																													
6 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置																																																													
7 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次																																																													
8 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置																																																													
9 現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事、交通量																																																													
10 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連																																																													
11 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート																																																													
12 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾																																																													
13 建築確認	建築確認通知（番号）																																																													
調査項目	具体的な調査内容																																																													
1 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号																																																													
2 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数																																																													
3 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番																																																													
4 屋外配管	水道メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置																																																													
5 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具																																																													
6 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置																																																													
7 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次																																																													
8 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置																																																													
9 現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事、交通量																																																													
10 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連																																																													
11 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート																																																													
12 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾																																																													
13 建築確認	建築確認通知（番号）																																																													
1	1.2.3.3.		1-8	<p>1.2.3.3. 住民等への周知</p> <p>工事を行う場合には、事前に近隣の住民・企業等に周知をするなど、トラブルの未然防止に努めなければならない。特に、騒音、振動、粉塵等の発生を最小限に抑え、交通規制や作業車の駐車等についても近隣住民等に周知を行い、協力が得られるように努めること。</p> <p style="color: red;">なお、近隣の住民・企業等に周知をする資料は、不特定多数の方へ配布するものなので、個人を特定できるような情報（住居者名・家名等）の記載をしない等の配慮をしなければならない。</p>	<p>1.2.3.3. 住民等への周知</p> <p>工事を行う場合には、事前に近隣の住民・企業等に周知をするなど、トラブルの未然防止に努めなければならない。特に、騒音、振動、粉塵等の発生を最小限に抑え、交通規制や作業車の駐車等についても近隣住民等に周知を行い、協力が得られるように努めること。</p>	<p>個人を特定できるような情報掲載の注意喚起</p>																																																								

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

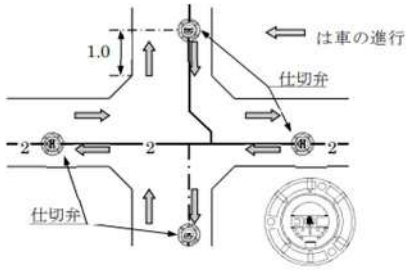
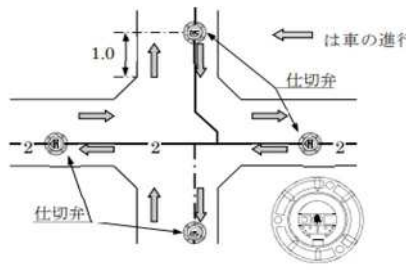
章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨												
1	1.2.3.7.		1-9	<p><b>下水道使用料について</b></p> <p>営業課下水道使用料担当 電話 200-2872</p>	<p><b>下水道使用料について</b></p> <p>下水道使用料担当 電話 200-2872</p>	所管課名称の修正												
2			2-1	<p>2. 手続き</p> <p>給水装置工事には、その申込みはもちろんのこと、申込前の手続き、諸納入金の納入、着工等の手続き、竣工の手続きなどのさまざまな手続きが必要となる。各行政区の所管窓口は次のとおりである。</p> <p>なお、<u>給水装置関連の手続きはオンライン申請（オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI））で行えるが、手続きによっては、</u>原本の提出が必要なものや窓口対応を必要とするものもあり、その際には窓口手続きや原本の郵送等が必要となるので、オンラインでの申請のみで手続きが完了しない場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="555 879 1126 1332"> <thead> <tr> <th>川崎、幸、中原区所管の窓口</th> <th>高津、宮前区所管の窓口</th> <th>多摩、麻生区所管の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>南都サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p> <p>JR 南武線 鹿島田駅 (徒歩 10分)</p>  </td> <td> <p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p> <p>東急田園都市線 梶が谷駅 (徒歩 5分)</p>  </td> <td> <p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p> <p>小田急小田原線 西倉ヶ丘駅 (徒歩 10分)</p>  </td> </tr> </tbody> </table>	川崎、幸、中原区所管の窓口	高津、宮前区所管の窓口	多摩、麻生区所管の窓口	<p>南都サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p> <p>JR 南武線 鹿島田駅 (徒歩 10分)</p> 	<p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p> <p>東急田園都市線 梶が谷駅 (徒歩 5分)</p> 	<p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p> <p>小田急小田原線 西倉ヶ丘駅 (徒歩 10分)</p> 	<p>2. 手続き</p> <p>給水装置工事には、その申込みはもちろんのこと、申込前の手続き、諸納入金の納入、着工等の手続き、竣工の手続きなどのさまざまな手続きが必要となる。各行政区の所管窓口は次のとおりである。</p> <p>なお、局では川崎市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進プランに基づき、行政手続きのオンライン化を推進しており、令和5年4月1日からオンライン申請（オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI））での給水装置関連の手続きを大幅に拡大している。ただし、オンライン申請の内容によっては、原本の提出が必要なものや窓口対応を必要とするものもあり、その際には窓口手続きや原本の郵送等が必要となるので、オンラインでの申請のみで手続きが完了しない場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="1294 890 1899 1230"> <thead> <tr> <th>川崎、幸、中原区所管の窓口</th> <th>高津、宮前区所管の窓口</th> <th>多摩、麻生区所管の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>南都サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p>  </td> <td> <p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p>  </td> <td> <p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p>  </td> </tr> </tbody> </table>	川崎、幸、中原区所管の窓口	高津、宮前区所管の窓口	多摩、麻生区所管の窓口	<p>南都サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p> 	<p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p> 	<p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p> 	<p>文言の整理</p> <p>最寄り駅の追加</p>
川崎、幸、中原区所管の窓口	高津、宮前区所管の窓口	多摩、麻生区所管の窓口																
<p>南都サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p> <p>JR 南武線 鹿島田駅 (徒歩 10分)</p> 	<p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p> <p>東急田園都市線 梶が谷駅 (徒歩 5分)</p> 	<p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p> <p>小田急小田原線 西倉ヶ丘駅 (徒歩 10分)</p> 																
川崎、幸、中原区所管の窓口	高津、宮前区所管の窓口	多摩、麻生区所管の窓口																
<p>南都サービスセンター</p> <p>中原区上平間 1183 TEL (044) 544-5433 FAX (044) 544-3707</p> 	<p>中部サービスセンター</p> <p>高津区末長 1-44-24 TEL (044) 855-3232 FAX (044) 855-3242</p> 	<p>北部サービスセンター</p> <p>麻生区高石 4-15-7 TEL (044) 951-0303 FAX (044) 951-0677</p> 																

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																																						
2	2.3.1.2.		2-7	<p>表中「表 2-4 給水設計計画に関する事前協議の提出書類」</p> <p style="text-align: center;">表 2-4 給水設計計画に関する事前協議の提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水設計計画書</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 (正1、副1) ※A3を超える 書類は副4部</td> </tr> <tr> <td>2 案内図</td> </tr> <tr> <td>3 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）</td> </tr> <tr> <td>4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書</td> </tr> <tr> <td>5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）</td> </tr> <tr> <td>6 その他必要とする書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>※給水設計計画書の様式は、サービスセンター窓口で配布を行うほか、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる。</p>	提出書類名	部 数	1 給水設計計画書	2 (正1、副1) ※A3を超える 書類は副4部	2 案内図	3 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書	5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	6 その他必要とする書類	<p>「表 2-4 給水設計計画に関する事前協議の提出書類」</p> <p style="text-align: center;">表 2-4 給水設計計画に関する事前協議の提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水設計計画書</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5 (正1、副4)</td> </tr> <tr> <td>2 案内図</td> </tr> <tr> <td>3 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）</td> </tr> <tr> <td>4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書</td> </tr> <tr> <td>5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）</td> </tr> <tr> <td>6 その他必要とする書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給水設計計画書の様式は、サービスセンター窓口で配布を行うほか、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる。</p>	提出書類名	部 数	1 給水設計計画書	5 (正1、副4)	2 案内図	3 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書	5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	6 その他必要とする書類	提出部数の変更																																				
提出書類名	部 数																																																											
1 給水設計計画書	2 (正1、副1) ※A3を超える 書類は副4部																																																											
2 案内図																																																												
3 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）																																																												
4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書																																																												
5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）																																																												
6 その他必要とする書類																																																												
提出書類名	部 数																																																											
1 給水設計計画書	5 (正1、副4)																																																											
2 案内図																																																												
3 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）																																																												
4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書																																																												
5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）																																																												
6 その他必要とする書類																																																												
2	2.3.1.3		2-9	<p>表題、表内、表下「表 2-7 開発行為等の協議に関する提出書類」</p> <p style="text-align: center;">表 2-7 開発行為等の協議に関する提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>都計法 32条協議</th> <th>調整条例 19条協議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都市計画法に関する施設の同意及び協議書</td> <td>2 (正1、副1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書</td> <td>—</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>3 協議結果報告書</td> <td>—</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>4 案内図</td> <td>2 (正1、副1)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>5 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）</td> <td>2 (正1、副1)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書</td> <td>2 (正1、副1)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）</td> <td>2 (正1、副1)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>6 その他必要とする書類</td> <td>2 (正1、副1)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類名	都計法 32条協議	調整条例 19条協議	1 都市計画法に関する施設の同意及び協議書	2 (正1、副1)	—	2 まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書	—	2 (正1、副1)	3 協議結果報告書	—	2 (正1、副1)	4 案内図	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)	5 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)	4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)	5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)	6 その他必要とする書類	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)	<p>「2-7 開発行為等の協議に関する提出書類」</p> <p style="text-align: center;">2-7 開発行為等の協議に関する提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>提出書類名</th> <th>都計法 32条協議</th> <th>調整条例 19条協議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都市計画法に関する施設の同意及び協議書</td> <td>4 (正1、副3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書</td> <td>—</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>3 協議結果報告書</td> <td>—</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>4 案内図</td> <td>4 (正1、副3)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>5 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）</td> <td>4 (正1、副3)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書</td> <td>4 (正1、副3)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）</td> <td>4 (正1、副3)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> <tr> <td>6 その他必要とする書類</td> <td>4 (正1、副3)</td> <td>2 (正1、副1)</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類名	都計法 32条協議	調整条例 19条協議	1 都市計画法に関する施設の同意及び協議書	4 (正1、副3)	—	2 まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書	—	2 (正1、副1)	3 協議結果報告書	—	2 (正1、副1)	4 案内図	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	5 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	6 その他必要とする書類	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	提出部数の変更
提出書類名	都計法 32条協議	調整条例 19条協議																																																										
1 都市計画法に関する施設の同意及び協議書	2 (正1、副1)	—																																																										
2 まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書	—	2 (正1、副1)																																																										
3 協議結果報告書	—	2 (正1、副1)																																																										
4 案内図	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)																																																										
5 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)																																																										
4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)																																																										
5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)																																																										
6 その他必要とする書類	2 (正1、副1)	2 (正1、副1)																																																										
提出書類名	都計法 32条協議	調整条例 19条協議																																																										
1 都市計画法に関する施設の同意及び協議書	4 (正1、副3)	—																																																										
2 まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書	—	2 (正1、副1)																																																										
3 協議結果報告書	—	2 (正1、副1)																																																										
4 案内図	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)																																																										
5 平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)																																																										
4 取出し口径・使用水量（1日最大給水量・瞬時最大使用量）・受水槽容量等の計算書	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)																																																										
5 設計水圧等通知書（2.3.1.1.の1）に該当する場合）	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)																																																										
6 その他必要とする書類	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)																																																										
2	2.3.2.2.		2-11	3) <b>オンライン</b> 申請での書類の提出	3) <b>電子</b> 申請での書類の提出	文言の整理																																																						
2	2.3.4.3		2-16	<p>2.3.4.3.断水工事を伴う場合</p> <p>※局内関係課所との施工時期の調整及び住民広報に時間を要するため、実施するのに1か月以上かかる場合があり、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。</p>	<p>2.3.4.3.断水工事を伴う場合</p> <p>※局内関係課所との施工時期の調整及び住民広報に時間を要するため、実施するのに1ヶ月以上かかる場合があり、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。</p>	文言の整理																																																						

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
2	2.4.1.1.		2-21	<p>2.4.1.1. 完成届の提出について</p> <p>修繕工事の場合は、緊急性等を考慮し、施行前の申込み等は行わなくてよいものとするが、修繕工事（軽微な変更を除く。）をした者は、その工事の完成後、速やかにサービスセンターに届け出なければならない。〔条例第5条第3項、<u>修繕要領第4条</u>〕</p>	<p>2.4.1.1. 完成届の提出について</p> <p>修繕工事の場合は、緊急性等を考慮し、施行前の申込み等は行わなくてよいものとするが、修繕工事（軽微な変更を除く。）をした者は、その工事の完成後、速やかにサービスセンターに届け出なければならない。〔条例第5条第3項〕</p>	要領名称の追加
2	2.4.5.		2-24	<p>「表 2-13 工事承認の申込み時の提出書類一覧」表内</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 受水槽以下装置の切替工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 設計水圧等通知書の写し ..... 1部 (交付から1年を超えた場合、設計水圧等調査依頼からの再申込を求める場合がある。)</li> <li>□ 必要に応じて施工計画書、各種証明書等 (表 2-9 参照)</li> </ul> </li> <li>□ 給水補助加圧装置を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 給水補助加圧装置設置申請書 ..... 1部</li> </ul> </li> <li>□ 占用手続きの委任をする場合 (川崎市が管理する市道) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路占用手続委任書 ..... 1部</li> <li>□ 給水装置工事道路占用申込書 ..... 3部 (大規模掘削の場合は5部)</li> <li>□ 案内図 ..... 3部 (大規模掘削の場合は5部)</li> <li>□ 道水路台帳 (写し) ..... 5部 (大規模掘削の場合のみ)</li> <li>□ その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>※ 国、県又は市が管理する道路や河川の各占用手続きについては、必要書類、提出部数が異なる。詳細については、関連資料「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」を参照のこと。</p> </li> </ul>	<p>「表 2-13 工事承認の申込み時の提出書類一覧」</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 受水槽以下装置の切替工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 設計水圧等通知書の写し ..... 1部 (交付から1年を超えた場合、設計水圧等調査依頼からの再申込を求める場合がある。)</li> <li>□ 必要に応じて施工計画書、各種証明書等 (表 2-8 参照)</li> </ul> </li> <li>□ 給水補助加圧装置を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 給水補助加圧装置設置申請書 ..... 1部</li> </ul> </li> <li>□ 占用手続きの委任をする場合 (川崎市が管理する市道) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路占用手続委任書 ..... 1部</li> <li>□ 給水装置工事道路占用申込書 ..... 3部 (大規模掘削の場合は5部)</li> <li>□ 案内図 ..... 3部 (大規模掘削の場合は5部)</li> <li>□ 道水路台帳 (写し) ..... 5部 (大規模掘削の場合のみ)</li> <li>□ その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>※ 国、県又は市が管理する道路や河川の各占用手続きについては、必要書類、提出部数が異なる。詳細については、関連資料「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」を参照のこと。</p> </li> </ul>	参照先訂正
3	3.1.7.1.		3-10	<p>3.1.7.1. 受水槽式給水の必要性〔条例規程第7条第1項第10号〕</p>	<p>3.1.7.1. 受水槽式給水の必要性〔条例規程第7条第1項第9号〕</p>	参照先訂正

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
3	3.6.4.		3-37	<p>図中「図 3-19 仕切弁鉄蓋の向き」</p>  <p>※ 車の進行方向と逆に蓋が開くように据付ける。</p> <p>図 3-19 仕切弁鉄蓋の向き</p>	<p>「図 3-19 仕切弁鉄蓋の向き」</p>  <p>※ 車の進行方向の逆に蓋があくように据付ける。</p> <p>図 3-19 仕切弁鉄蓋の向き</p>	文言の整理
3	3.8.4.1.	5	3-49	<p>③ 小型メーター用のメーターボックスは、次のとおり設置するものとする。〔メーター 要領第 7 条第 2 項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>蓋の開閉に支障がないようにすること。</li> <li>蓋の高さと周囲の地面等との高さをそろえ、段差を生じさせないようにすること。</li> <li>この場合、蓋又は胴だけを底部から離してかさ上げして調整しないこと。</li> <li>内部に汚水、土砂等が入らないこと。</li> <li>大雨による冠水のおそれがある場合は、蓋の流出防止対策を講じること。</li> </ol>	<p>① 小型メーター用のメーターボックスは、次のとおり設置するものとする。〔メーター要領第 7 条第 2 項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>蓋の開閉に支障がないようにすること。</li> <li>蓋の高さと周囲の地面等との高さをそろえ、段差を生じさせないようにすること。</li> <li>この場合、蓋又は胴だけを底部から離してかさ上げして調整しないこと。</li> <li>内部に汚水、土砂等が入らないこと。</li> </ol>	要領改正に伴う項目追加
3	3.8.5.1.	5	3-55	<p>※埋設型複数用メーターボックス(ねじ式を除く)はメーターユニット扱いとする。</p>	<p>※埋設型複数用メーターボックスはメーターユニット扱いとする。</p>	接合方式を整理

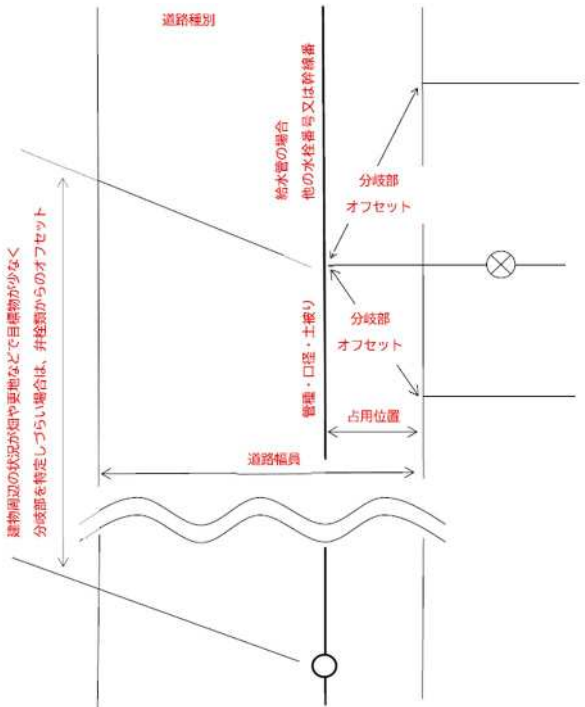
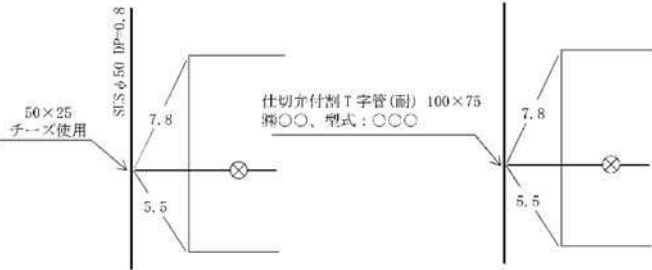
令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																							
3	3.11.5.		3-63	給水装置の修繕工事を行う場合は、次にあげる事項によること。〔条例第5条第3項、条例規程第12条、 <b>修繕要領</b> 〕	給水装置の修繕工事を行う場合は、次にあげる事項によること。〔条例第5条第3項、条例規程第12条〕	要領名称の追加																																							
4	4.2.5.		4-3	<p>作図に使用する記号は、次の表4-1～表4-5の左欄の種別・名称について、右欄の記号とすること。</p> <p>なお、次の各表の記号では表記しにくい場合や、その他の給水栓類又はその他の弁栓類の記号を使用した場合は、表4-1又は表4-2の「その他」のように、その用具の名称（タンクレス洗浄便座、タンクレストイレ、給湯器など）、機能などを<b>旗上げ</b>表記するなどして、作成者以外の者でもわかるようにすること。</p>	<p>作図に使用する記号は、次の表4-1～表4-5の左欄の種別・名称について、右欄の記号とすること。</p> <p>なお、次の各表の記号では表記しにくい場合や、その他の給水栓類又はその他の弁栓類の記号を使用した場合は、表4-1又は表4-2の「その他」のように、その用具の名称（タンクレス洗浄便座、タンクレストイレ、給湯器など）、機能などを<b>旗揚げ</b>表記するなどして、作成者以外の者でもわかるようにすること。</p>	<p>文言の整理</p> <p>旗上げ記入例の追加</p>																																							
			4-4	<p>表中「表4-1、表4-2」</p> <p>表4-1 給水栓類の符号（平面図）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>符号</th> <th>種別</th> <th>符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用具</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-2 給水栓類の符号（透視図）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>符号</th> <th>種別</th> <th>符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用具 (給水栓)</td> <td></td> <td>一般用具 (フラッシュバルブ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用具 (ボールタップ)</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	符号	種別	符号	一般用具		その他		種別	符号	種別	符号	一般用具 (給水栓)		一般用具 (フラッシュバルブ)		一般用具 (ボールタップ)		その他		<p>「表4-1、表4-2」</p> <p>表4-1 給水栓類の符号（平面図）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>符号</th> <th>種別</th> <th>符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用具</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-2 給水栓類の符号（透視図）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>符号</th> <th>種別</th> <th>符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用具 (給水栓)</td> <td></td> <td>一般用具 (フラッシュバルブ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用具 (ボールタップ)</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	符号	種別	符号	一般用具		その他		種別	符号	種別	符号	一般用具 (給水栓)		一般用具 (フラッシュバルブ)		一般用具 (ボールタップ)		その他	
種別	符号	種別	符号																																										
一般用具		その他																																											
種別	符号	種別	符号																																										
一般用具 (給水栓)		一般用具 (フラッシュバルブ)																																											
一般用具 (ボールタップ)		その他																																											
種別	符号	種別	符号																																										
一般用具		その他																																											
種別	符号	種別	符号																																										
一般用具 (給水栓)		一般用具 (フラッシュバルブ)																																											
一般用具 (ボールタップ)		その他																																											

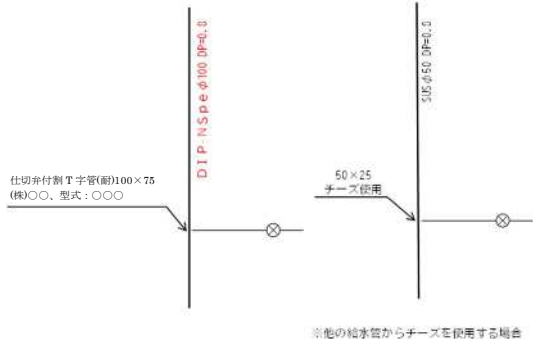
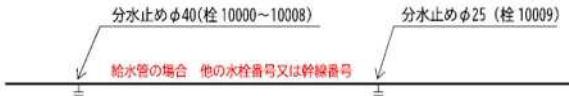
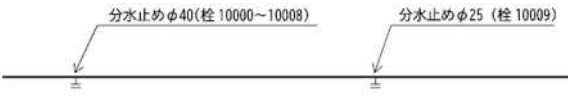
章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																																																																																																																								
4	4.2.5.		4-5	<p>表中、表下「表 4-3 弁栓類その他の図示記号」</p> <p style="text-align: center;">表 4-3 弁栓類その他の図示記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>図示記号</th> <th>名 称</th> <th>図示記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトシール仕切弁 (フランジ形)</td> <td></td> <td>管の立上り・立下り (平面図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトシール仕切弁 (GX・NS一体形)</td> <td></td> <td>スプリンクラーヘッド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青銅製仕切弁</td> <td></td> <td>管の交差</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール止水栓※1</td> <td></td> <td>防護管 さや管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター用止水栓</td> <td></td> <td>単口消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の止水栓</td> <td></td> <td>双口消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター</td> <td></td> <td>空気弁付単口消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーターユニット※2</td> <td></td> <td>単口空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>逆止弁 減圧逆流防止器</td> <td></td> <td>双口空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁栓類</td> <td></td> <td>多排空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能水器具</td> <td></td> <td>排水弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッダー</td> <td></td> <td>分水止め 分岐止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸排気弁等 (透視図)</td> <td></td> <td>口径の変更点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自在継手</td> <td></td> <td>管種及び完成年月 の変更点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ステンレス製止水栓の場合は、<u>雄上げステンレス製止水栓と記入する。</u>                  ※2 メーターユニットの図示記号は、メーター止水栓と逆流防止器を含む。なお、ねじ式の埋設型複数用メーターボックスは、メーターの記号を使用する。</p>	名 称	図示記号	名 称	図示記号	ソフトシール仕切弁 (フランジ形)		管の立上り・立下り (平面図)		ソフトシール仕切弁 (GX・NS一体形)		スプリンクラーヘッド		青銅製仕切弁		管の交差		ボール止水栓※1		防護管 さや管		メーター用止水栓		単口消火栓		その他の止水栓		双口消火栓		メーター		空気弁付単口消火栓		メーターユニット※2		単口空気弁		逆止弁 減圧逆流防止器		双口空気弁		その他の弁栓類		多排空気弁		機能水器具		排水弁		ヘッダー		分水止め 分岐止め		吸排気弁等 (透視図)		口径の変更点		自在継手		管種及び完成年月 の変更点		<p>「表 4-3 弁栓類その他の図示記号」</p> <p style="text-align: center;">表 4-3 弁栓類その他の図示記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>図示記号</th> <th>名 称</th> <th>図示記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトシール仕切弁 (フランジ形)</td> <td></td> <td>管の立上り・立下り (平面図)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトシール仕切弁 (GX・NS一体形)</td> <td></td> <td>スプリンクラーヘッド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青銅製仕切弁</td> <td></td> <td>管の交差</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボール止水栓</td> <td></td> <td>防護管 さや管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター用止水栓</td> <td></td> <td>単口消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の止水栓</td> <td></td> <td>双口消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター</td> <td></td> <td>空気弁付単口消火栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーターユニット※</td> <td></td> <td>単口空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>逆止弁 減圧逆流防止器</td> <td></td> <td>双口空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の弁栓類</td> <td></td> <td>多排空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能水器具</td> <td></td> <td>排水弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッダー</td> <td></td> <td>分水止め 分岐止め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸排気弁等 (透視図)</td> <td></td> <td>口径の変更点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自在継手</td> <td></td> <td>管種及び完成年月 の変更点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※メーターユニットの図示記号は、メーター止水栓と逆流防止器を含みます。また、地上に設置した場合にも使用します。</p>	名 称	図示記号	名 称	図示記号	ソフトシール仕切弁 (フランジ形)		管の立上り・立下り (平面図)		ソフトシール仕切弁 (GX・NS一体形)		スプリンクラーヘッド		青銅製仕切弁		管の交差		ボール止水栓		防護管 さや管		メーター用止水栓		単口消火栓		その他の止水栓		双口消火栓		メーター		空気弁付単口消火栓		メーターユニット※		単口空気弁		逆止弁 減圧逆流防止器		双口空気弁		その他の弁栓類		多排空気弁		機能水器具		排水弁		ヘッダー		分水止め 分岐止め		吸排気弁等 (透視図)		口径の変更点		自在継手		管種及び完成年月 の変更点		図示記号注 釈の整理
名 称	図示記号	名 称	図示記号																																																																																																																											
ソフトシール仕切弁 (フランジ形)		管の立上り・立下り (平面図)																																																																																																																												
ソフトシール仕切弁 (GX・NS一体形)		スプリンクラーヘッド																																																																																																																												
青銅製仕切弁		管の交差																																																																																																																												
ボール止水栓※1		防護管 さや管																																																																																																																												
メーター用止水栓		単口消火栓																																																																																																																												
その他の止水栓		双口消火栓																																																																																																																												
メーター		空気弁付単口消火栓																																																																																																																												
メーターユニット※2		単口空気弁																																																																																																																												
逆止弁 減圧逆流防止器		双口空気弁																																																																																																																												
その他の弁栓類		多排空気弁																																																																																																																												
機能水器具		排水弁																																																																																																																												
ヘッダー		分水止め 分岐止め																																																																																																																												
吸排気弁等 (透視図)		口径の変更点																																																																																																																												
自在継手		管種及び完成年月 の変更点																																																																																																																												
名 称	図示記号	名 称	図示記号																																																																																																																											
ソフトシール仕切弁 (フランジ形)		管の立上り・立下り (平面図)																																																																																																																												
ソフトシール仕切弁 (GX・NS一体形)		スプリンクラーヘッド																																																																																																																												
青銅製仕切弁		管の交差																																																																																																																												
ボール止水栓		防護管 さや管																																																																																																																												
メーター用止水栓		単口消火栓																																																																																																																												
その他の止水栓		双口消火栓																																																																																																																												
メーター		空気弁付単口消火栓																																																																																																																												
メーターユニット※		単口空気弁																																																																																																																												
逆止弁 減圧逆流防止器		双口空気弁																																																																																																																												
その他の弁栓類		多排空気弁																																																																																																																												
機能水器具		排水弁																																																																																																																												
ヘッダー		分水止め 分岐止め																																																																																																																												
吸排気弁等 (透視図)		口径の変更点																																																																																																																												
自在継手		管種及び完成年月 の変更点																																																																																																																												

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

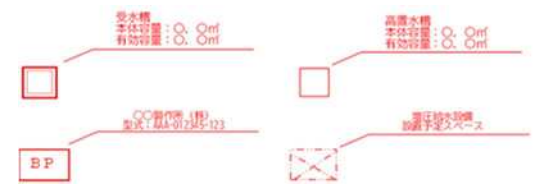
章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.1.1.		4-7	① 水栓番号又は幹線番号は枠内に <u>記入</u> することとする。水栓番号が枠内に書ききれない場合は、近接する枠外に記入してもよい。この場合、その水栓番号を枠で囲むこと。	① 水栓番号又は幹線番号は枠内に記載することとする。水栓番号が枠内に書ききれない場合は、近接する枠外に記入してもよい。この場合、その水栓番号を枠で囲むこと。	文言の整理
4	4.3.1.1.		4-7	表題「図 4-1 水栓番号又は幹線番号の <u>記入例</u> 」	表題「図 4-1 水栓番号又は幹線番号の記載」	文言の整理
4	4.3.1.5		4-7	② 工事種別欄には、表 4-6 の工事種別を <u>記入</u> すること。	② 工事種別欄には、表 4-6 の工事種別を記載すること。	文言の整理
4	4.3.1.5		4-8	表題「図 4-2 幹線番号の工事履歴の <u>記入例</u> 」	表題「図 4-2 幹線番号の工事履歴」	文言の整理
4	4.3.1.5		4-8	④ 分水止め、または分岐止め工事を施工した場合は、その履歴と口径を <u>記入</u> すること。	④ 分水止め、または分岐止め工事を施工した場合は、その履歴と口径を記載すること。	文言の整理
4	4.3.1.5		4-8	表題「図 4-3 分水止め又は分岐止めの工事履歴の <u>記入例</u> 」	表題「図 4-3 分水止め又は分岐止めの工事履歴」	文言の整理
4	4.3.2.3.		4-9	表題「図 4-4 案内図の <u>記入例</u> 」	表題「図 4-4 案内図の記載」	文言の整理
4	4.3.2.4.		4-10	① 配水管及び他の給水管から分岐した場合は、分岐元の配水管又は他の給水管を記入し、管種、口径、土被り、占用位置（道路区域境からの距離）を記入すること。 <u>また、他の給水管から分岐する場合は、他の給水管の水栓番号又は幹線番号を記入すること。</u> <u>分岐箇所及び道路上に設置する弁栓類のオフセットは、原則として測定距離が 30m 以下となる境界杭を基点とし、測定線の交わる角度が極端な鋭角、鈍角にならないように 2 点以上から測定し、図示すること。</u> <u>また、建物周辺の状況が畑や更地などで目標物が少なく取出し位置を特定しづらい場合は、分岐箇所に近接している配水管の弁栓類からのオフセットを含め、3 点以上から測定し、図示すること。</u> <u>なお、条件に該当する境界杭がない場合は、将来撤去される可能性が少ないものを基点とし、3 点以上から測定し、図示すること。</u>	① 配水管及び他の給水管から分岐又は切断した場合は、分岐元の配水管又は他の給水管を記入し、管種、口径、土被り、占用位置（道路区域境からの距離）を記入すること。 <u>なお、配水管及び他の給水管から分岐した場合は、これに加え境界等からのオフセットを記入すること。また、サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合は、分岐箇所を旗上げ、分岐に使用した材料を記入し、耐震形の不断水用割 T 字管を使用した場合、製造業者・型番を記入すること。</u>	文言の整理

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.2.4.		4-10	<p>図中「図 4-5 配水管及び他の給水管から分岐した場合の記入例」</p>  <p>図 4-5 配水管及び他の給水管から分岐した場合の記入例</p>	<p>「図 4-5 サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合の記載例」</p>  <p>図 4-5 サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合の記載</p>	図の差替え
4	4.3.2.4.		4-11	<p>② <u>サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合は、分岐箇所を旗上げ、分岐に使用した材料を記入し、耐震形の不断水用割T字管を使用した場合、製造業者・型番を記入すること。</u></p>	<p>② <u>他の給水管から分岐又は切断する場合は①に加え、他の給水管の水栓番号又は幹線番号を記入すること。</u></p>	文言の整理

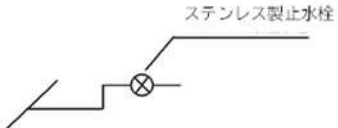
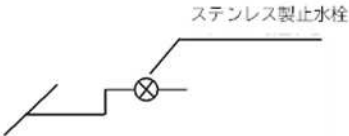

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.2.4.		4-11	<p>図中「図4-6 サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合の記入例」</p>  <p>図4-6 サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合の記入例</p>		図の追加
4	4.3.2.4		4-11	<p>③ 配水管及び他の給水管から切断した場合は、その箇所を<b>旗上げ</b>し、該当する給水管の口径及び止めの方法について記入すること。切断箇所が複数ある場合は、当該箇所の水栓番号又は幹線番号を<b>記入</b>すること。 <u>また、他の給水管から切断する場合は、他の給水管の水栓番号又は幹線番号を記入すること。</u></p> <p>図題、図中「図4-7 配水管及び他の給水管から切断した箇所の平面図の<b>記入例</b>」</p>  <p>図4-7 配水管及び他の給水管から切断した箇所の平面図の記入例</p>	<p>③ 配水管及び他の給水管から切断した場合は、その箇所を<b>旗揚げ</b>し、該当する給水管の口径及び止めの方法について記入すること。<u>また、</u>切断箇所が複数ある場合は、当該箇所の水栓番号又は幹線番号を<b>表記</b>すること。</p> <p>表題「図4-6 配水管及び他の給水管から切断した箇所の平面図」</p>  <p>図4-6 配水管及び他の給水管から切断した箇所の平面図</p>	文言の整理


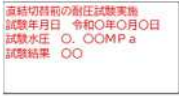

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表





章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.2.4		4-11	④ 給水管を道路に対して縦断方向に布設した場合は、給水管の土被り・占用位置がわかるように記入すること。	④ 分岐箇所及び道路上に設置する弁栓類のオフセットは、原則として測定距離が30m以下となる境界杭を基点とし、測定線の交わる角度が極端な鋭角、鈍角にならないように2点以上から測定し、図示すること。また、建物周辺の状況が畑や更地などで目標物が少なく取出し位置を特定しづらい場合は、分岐箇所に近接している配水管の弁栓類からのオフセットを含め、3点以上から測定し、図示すること。 なお、条件に該当する境界杭がない場合は、将来撤去される可能性が小さいものを基点とし、3点以上から測定し、図示すること。	文言の整理
4	4.3.2.5		4-12	表題「図4-8 宅地内第一バルブのオフセットの記入例」	表題「図4-7 宅地内第一バルブのオフセットの例」	文言の整理
4	4.3.2.6		4-12	表題「図4-9 引込位置のオフセットの記入例」	表題「図4-8 引込位置のオフセットの例」	文言の整理
4	4.3.2.7		4-13	表題「図4-10 同一タイプの部屋がある場合の平面図の記入例」	表題「図4-9 同一タイプの部屋がある場合の平面図」	文言の整理
4	4.3.2.8		4-13	表題「図4-11 メーターの口径及び栓番の記入例」	表題「図4-10 メーターの口径及び栓番の記載」	文言の整理
4	4.3.2.8		4-13	表題「図4-12 メーターが並列している場合の記入例」	表題「図4-11 メーターが並列している場合の記載」	文言の整理
4	4.3.2.9.		4-14	新規「図4-13 給水方式ごとの記入例」  図4-13 給水方式ごとの記入例		図の追加
4	4.3.3.2.		4-14	番号の付け方は、図4-14のいずれかのうちからもっとも読み取りやすい方法を選ぶこと。ただし、同一配管が散在している場合は、図4-15のように、図全体付近に番号を付け、「表示しない部分」と明記してもよい。	番号の付け方は、図4-12のいずれかのうちからもっとも読み取りやすい方法を選ぶこと。ただし、同一配管が散在している場合は、図4-13のように、図全体付近に番号を付け、「表示しない部分」と明記してもよい。	文言の整理

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.3.2.		4-15	表題「 <u>図 4-14</u> 番号の引き出し方法の <u>記入例</u> 」	表題「 <u>図 4-12</u> 番号の引き出し方法」	文言の整理
4	4.3.3.2		4-15	表題「 <u>図 4-15</u> 「表示しない部分」と明記する方法の <u>記入例</u> 」	表題「 <u>図 4-13</u> 「表示しない部分」と明記する方法」	文言の整理
4	4.3.3.3.		4-15	口径 25mm の第1バルブ又は中間バルブにステンレス製ボール止水栓を使用した場合は、その旨を <u>記入</u> すること。	口径 25mm の第1バルブ又は中間バルブにステンレス製ボール止水栓を使用した場合は、その旨を記載すること。	文言の整理
4	4.3.3.3.		4-15	図題「 <u>図 4-16</u> ステンレス製バルブの <u>記入例</u> 」  <u>図 4-16</u> ステンレス製バルブの <u>記入例</u>	 ステンレス製止水栓	図題の追加
4	4.3.3.4		4-15	4.3.3.4 メーターユニットの表示 メーターユニットを使用した場合は、メーカー名及び型式を <u>記入</u> すること。また、同一建物内で使用するメーターユニットのメーカーや型式が異なる場合は、それぞれ水栓番号、メーカー名、型式名を分かるように記入すること。なお、型式の確認は、メーター用指定器材承認リストにて行うため、リストと同様な型式表記になるよう <u>記入</u> すること。 ※メーター用指定器材承認リストは、局ウェブサイトに掲載する。 <u>※ねじ式の埋設型複数用メーターボックスは、メーターの記号を使用する。</u> 新規「 <u>図 4-17</u> メーターユニットの <u>記入例</u> 」  <u>図 4-17</u> メーターユニットの <u>記入例</u>	4.3.3.4 メーターユニットの表示 メーターユニットを使用した場合は、メーカー名及び型式を記載すること。また、同一建物内で使用するメーターユニットのメーカーや型式が異なる場合は、それぞれ水栓番号、メーカー名、型式名を分かるように記入すること。なお、型式の確認は、メーター用指定器材承認リストにて行うため、リストと同様な型式表記になるよう <u>記載</u> すること。	文言の整理 図の追加

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.3.5		4-16	表題「 <u>図 4-18</u> ポリブテン管、ポリエチレン管の延長の記入例」	表題「 <u>図 4-14</u> ポリブテン管、ポリエチレン管の延長表示」	文言の整理
4	4.3.3.6.		4-16	② 設計図（申請図）においては、平面図に管種、口径、延長を記入している場合に限りメーター周辺より下流側についての透視図を省略することができる。さらに、専用住宅の場合に限り、透視図を省略してもよい。	設計図（申請図）においては、平面図に管種、口径、延長が記載されている場合に限りメーター周辺より下流側についての透視図を省略することができる。さらに、専用住宅の場合に限り、透視図を省略してもよい。	文言の整理
4	4.4.1.		4-17	② オフセットは配水管及び他の給水管からの分岐箇所、道路上に設置した弁栓類、単独引込部の分岐箇所及び各宅地への単独引込管を除いた共有部分の管末について「4.3.2.4.の①」に準じ記入すること。	オフセットは配水管及び他の給水管からの分岐箇所、道路上に設置した弁栓類、単独引込部の分岐箇所及び各宅地への単独引込管を除いた共有部分の管末について「4.3.2.4.の④」に準じ記入すること。	文言の整理
4	4.4.1.		4-17	表題「 <u>図 4-19</u> 宅地造成の平面図の記入例」	表題「 <u>図 4-15</u> 宅地造成の平面図」	文言の整理
4	4.4.2.		4-18	新規「 <u>図 4-20</u> 水質試験の記入例」  <u>図 4-20 水質試験の記入例</u>		記入例の追加
4	4.4.2.		4-18	新規「 <u>図 4-21</u> 耐圧試験の記入例」  <u>図 4-21 耐圧試験の記入例</u>		記入例の追加
4	4.4.2.		4-18	図題「 <u>図 4-22</u> 更正工事を施行した履歴の記入例」  <u>図 4-22 更生工事を施行した履歴の記入例</u>		図題の追加

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.4.3.2.		4-19	<p>新規「<u>図 4-23 更正工事等を施行した場合の記入例</u>」</p>  <p><u>図 4-23 更正工事等を施行した場合の記入例</u></p>		記入例の追加
4	4.4.5		4-19	<p>直近付替が行われている場合は、工事履歴の特記事項欄に「直近付替」と<u>記入</u>すること</p>	直近付替が行われている場合は、 <u>図 4-16</u> のとおり、工事履歴の特記事項欄に「直近付替」と <u>記載</u> すること。	文言の整理
4	4.4.5.		4-19	<p>図中「<u>図 4-24 直近付替を行った場合の記入例</u>」</p>  <p><u>図 4-24 直近付替を行った場合の記入例</u></p>	<p>「<u>図 4-16 直近付替を行った場合の記入例</u>」</p>  <p><u>図 4-16 直近付替を行った場合の記入例</u></p>	記入例の修正
4	4.4.6		4-19	<p>4.4.6 捨てバルブを設置した場合</p> <p>やむを得ず捨てバルブを設置した場合は、他のバルブとは異なり埋設されて容易に使用することができないものであることを区別するため、旗上げて「捨てバルブ」と<u>記入</u>すること。</p> <p>新規「<u>図 4-25 捨てバルブを設置した場合の記入例</u>」</p>  <p><u>図 4-25 捨てバルブを設置した場合の記入例</u></p>	<p>4.4.6 捨てバルブを設置した場合</p> <p>やむを得ず捨てバルブを設置した場合は、他のバルブとは異なり埋設されて容易に使用することができないものであることを区別するため、旗揚げして「捨てバルブ」と<u>明記</u>すること。</p>	文言の整理 図の追加

令和8年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P. No.	改正	現行	改正趣旨																						
4	4.6		4-29 ~39	<p>完成図作成例 図中の変更箇所 ※記入例に合わせた記載とした。</p> <p>① <u>直結切替前の耐圧試験実施</u>  <u>試験年月日平成 23 年 1 月 1 日</u>  <u>試験水圧 1.25MP a</u>  <u>試験結果〇〇</u></p> <p>② <u>水質試験</u>  <u>採水年月日平成 23 年 2 月 1 日</u>  <u>採水箇所栓 10009 の末端</u></p> <p>③ 申込者「A建設 <u>代表●●●●</u>」</p> <p>④ 対照表 分岐～第1止水栓までの管種 「<u>SUS</u>」</p>	<p>① ※平成23年1月1日  直結切替前の耐圧試験実施  (1.25MP a)</p> <p>② 平成23年2月1日  栓10009の末端にて  水質検査を実施</p> <p>③ 申込者「<u>A建設</u>」</p> <p>④ 対照表 分岐～第1止水栓までの管種「<u>PD</u>」</p>	<p>文言の整理</p>																						
			付-35	<p>Ⅲ 工事照会、立会要請等連絡先</p> <p style="text-align: center;">工事照会、立会要請等連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>企業名</th> <th>事業所 (住所)</th> <th>種別 (エリア)</th> <th>電話 (受付時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京ガス ネット ワーク</td> <td>神奈川導管ネットワーク 照会工事グループ (横浜市西区西平沼 5-55)</td> <td>低中圧管</td> <td>Tel 045-313-8005 (8:30~17:15)</td> </tr> <tr> <td>神奈川幹線管理事業所 (横浜市西区西平沼 5-55)</td> <td>高圧管</td> <td>Tel 045-313-8006 Fax 045-311-7831 (24 時間対応)</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	企業名	事業所 (住所)	種別 (エリア)	電話 (受付時間)	東京ガス ネット ワーク	神奈川導管ネットワーク 照会工事グループ (横浜市西区西平沼 5-55)	低中圧管	Tel 045-313-8005 (8:30~17:15)	神奈川幹線管理事業所 (横浜市西区西平沼 5-55)	高圧管	Tel 045-313-8006 Fax 045-311-7831 (24 時間対応)	<p>Ⅲ 工事照会、立会要請等連絡先</p> <p style="text-align: center;">工事照会、立会要請等連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>企業名</th> <th>事業所 (住所)</th> <th>種別 (エリア)</th> <th>電話 (受付時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京ガス</td> <td>神奈川導管ネットワーク 保全・照会工事グループ (横浜市西区西平沼 5-55)</td> <td>低中圧管</td> <td>Tel 045-313-9073 Fax 045-313-8016 (8:30~17:15)</td> </tr> <tr> <td>東京ガスバイプライン 神奈川幹線管理事業所 (横浜市西区西平沼 5-55)</td> <td>高圧管</td> <td>Tel 0120-258-666 携帯電話からの場合 045-313-8006 (24 時間対応)</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	企業名	事業所 (住所)	種別 (エリア)	電話 (受付時間)	東京ガス	神奈川導管ネットワーク 保全・照会工事グループ (横浜市西区西平沼 5-55)	低中圧管	Tel 045-313-9073 Fax 045-313-8016 (8:30~17:15)	東京ガスバイプライン 神奈川幹線管理事業所 (横浜市西区西平沼 5-55)	高圧管	Tel 0120-258-666 携帯電話からの場合 045-313-8006 (24 時間対応)	<p>連絡先の 変更</p>
企業名	事業所 (住所)	種別 (エリア)	電話 (受付時間)																									
東京ガス ネット ワーク	神奈川導管ネットワーク 照会工事グループ (横浜市西区西平沼 5-55)	低中圧管	Tel 045-313-8005 (8:30~17:15)																									
	神奈川幹線管理事業所 (横浜市西区西平沼 5-55)	高圧管	Tel 045-313-8006 Fax 045-311-7831 (24 時間対応)																									
企業名	事業所 (住所)	種別 (エリア)	電話 (受付時間)																									
東京ガス	神奈川導管ネットワーク 保全・照会工事グループ (横浜市西区西平沼 5-55)	低中圧管	Tel 045-313-9073 Fax 045-313-8016 (8:30~17:15)																									
	東京ガスバイプライン 神奈川幹線管理事業所 (横浜市西区西平沼 5-55)	高圧管	Tel 0120-258-666 携帯電話からの場合 045-313-8006 (24 時間対応)																									